

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1287号)

平成27年3月5日

横情審答申第1287号

平成27年3月5日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年5月13日鶴戸第235号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「印鑑登録証明書交付申請書（特定年月日A、特定年月日B）、戸籍証明等請求書（特定年月日A、特定年月日B）及び戸籍証明等請求書（特定年月日C）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「印鑑登録証明書交付申請書（特定年月日 A、特定年月日 B）、戸籍証明等請求書（特定年月日 A、特定年月日 B）及び戸籍証明等請求書（特定年月日 C）」の個人情報を一部開示とした決定において非開示とした部分のうち、「業務の種類」欄を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分为非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「印鑑登録証明書交付申請書（特定年月日 A、特定年月日 B）（以下「文書 1」という。）、戸籍証明等請求書（特定年月日 A、特定年月日 B）（以下「文書 2」という。）及び戸籍証明等請求書（特定年月日 C）（以下「文書 3」という。文書 1 から文書 3 までを総称して以下「本件個人情報」という。）」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年4月9日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第4号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

文書 1 及び文書 2 に記載されている本市嘱託員及びアルバイト（以下「本件嘱託員等」という。）のサインは、いずれも本人開示請求者以外の第三者の情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し非開示とした。

文書 3 の本人開示請求者以外の個人（戸籍筆頭者を除く）に関する情報である「業務の種類」欄及び「依頼者の氏名又は名称」欄に記載されている情報は、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し非開示とした。

(2) 条例第22条第4号アの該当性について

文書3に含まれる司法書士印の印影については、これを開示すると当該司法書士の正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が一部開示とした文書は、既に親族において相続されている情報であって、一部開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

文書1は、横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）第17条及び横浜市印鑑条例施行規則（昭和52年7月横浜市規則第96号）第12条の規定に基づき申立人が区長あてに提出した印鑑登録証明書交付申請書である。

文書2は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の規定に基づき申立人が区長あてに提出した戸籍証明等請求書である。

文書3は、戸籍法第10条の2第3項並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項及び第20条第4項の規定に基づき申立人以外の第三者（以下「本件依頼者」という。）から業務を委任された司法書士が、申立人に係る戸籍、住民票及び戸籍の附票を請求するために区長あてに提出した戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書である。

実施機関は、文書1及び文書2に記載されている本件嘱託員等のサイン並びに文書3の「業務の種類」欄及び「依頼者の氏名又は名称」欄に記載されている情報を条例第22条第3号に該当するとして、また、文書3に含まれる司法書士印の印影を条例第22条第4号アに該当するとしてそれぞれ非開示としている。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。もともと、本号ただし書では、本人開示請求者以外の特定の個人が識別

される情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件嘱託員等のサインについて

文書1及び文書2に記載されている本件嘱託員等のサインについて当審査会が確認したところ、本件嘱託員等のサインとして、イニシャルや氏名のうちの一部が記載されていることが認められた。実施機関に確認したところでは、印鑑登録証明書等の請求を受け付けたときは、当該証明書等を出力した者、交付した者等の複数の職員が確認することとなっており、その担当した者がサインをしているとのことである。そうすると、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 「依頼者の氏名又は名称」欄及び「業務の種類」欄の情報について

(ア) 文書3の「依頼者の氏名又は名称」欄について当審査会が確認したところ、本件依頼者の氏名が記載されていることが認められた。当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 文書3の「業務の種類」欄について当審査会が確認したところ、本件依頼者が司法書士に依頼した業務の内容（以下「受任業務」という。）及び特定個人の氏名が記載されていることが認められた。

通常、司法書士が戸籍法第10条の2第3項ほか職務上請求について定めた各法の規定に基づく請求をする場合、職務上請求書の「業務の種類」欄に記載される業務は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条に掲げる司法書士が他人の依頼を受け、行うことができる業務の範囲内の情報である。

「業務の種類」欄に記載された受任業務についても、司法書士が受任できる、おおよそ一般的な業務であることが認められた。そうすると、受任業務は本件依頼者に関する情報であるが、これを開示しても本件依頼者が識別されるとはいえず、本号本文に該当しない。

また、「業務の種類」欄に記載された特定個人の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

次に、本号ただし書の該当性について検討する。

本件請求の場合、受任業務から考えると、当該特定個人は申立人も知り得る人物であることは明らかである。そうすると、受任業務により申立人自身の戸籍等が取得されることは、慣行として申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報というべきである。

よって、「業務の種類」欄に記載された特定個人の氏名は、本号ただし書アに該当する。

(ウ) したがって、「業務の種類」欄に記載された受任業務は本号本文に該当しないこと及び特定個人の氏名は本号ただし書アに該当することから、これらの情報は開示すべきである。

(3) 条例第22条第4号アの該当性について

ア 条例第22条第4号では、「法人等に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 開示することにより、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 司法書士印の印影は、文書3を区長へ提出するに当たって、司法書士が真正に作成したことの証として押印したものである。当該印影を開示すると、これを第三者に偽造されるなどして、当該司法書士名義の文書を偽造することが可能となり、当該司法書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件処分において非開示とした部分のうち「業務の種類」欄を条例第22条第3号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第22条第3号及び第4号アに該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年5月13日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年6月19日 (第173回第三部会) 平成26年6月26日 (第250回第一部会) 平成26年6月27日 (第256回第二部会)	・諮問の報告
平成26年8月7日 (第175回第三部会)	・審議
平成26年9月18日 (第176回第三部会)	・審議
平成26年10月16日 (第177回第三部会)	・審議
平成26年11月20日 (第178回第三部会)	・審議
平成26年12月15日 (第179回第三部会)	・審議
平成27年1月15日 (第180回第三部会)	・審議
平成27年2月5日 (第181回第三部会)	・審議